

令和7年度静岡県公立学校 任期付職員（小中学校事務） 採用選考試験案内

本年度、栄養士の募集は行いません。

令和6年10月 静岡県教育委員会

- 静岡県内の市町立学校（静岡市及び浜松市を除く。）において、令和7年4月以降、定数内の欠員補充として勤務する任期付職員又は育児休業若しくは配偶者同行休業を取得しようとする職員の代替職員として勤務する任期付職員を募集します。

【任期付職員について】

- ・ 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条の規定に基づき、任期を定めて採用される職員のこと、任用期間は原則3年間とする。
- ・ 職務内容及び給与は正規職員（定年制常勤職員を指す。）と同じとなる。
- ・ 産前・産後休暇や育児休業等を取得する職員が生じた場合、任用期間内において、当該職員の代替となる任期付職員又は臨時的任用職員として任用される場合がある。また、任用期間内において、人事異動する場合がある。いずれの場合においても、職務内容及び給与は変わらない。

※ 会場等の詳細は、静岡県教育委員会ホームページ

(<https://www.pref.shizuoka.jp/kodomokyoiku/school/kyoiku/index.html>) (以下「HP」と表記)から確認してください。

I 選考試験を行う職種、採用見込者数等

職 種	採用見込者数	主な職務内容	主な勤務先
小中学校事務	3人程度	小中学校の運営・管理、総務・経理、施設の維持管理等	静東教育事務所管内又は静西教育事務所管内の市町立小中学校（静岡市立及び浜松市立の小中学校を除く。）

- 1 採用見込者数は、現時点における一応の目安であり、変更することがある。
- 2 任命権者は静岡県教育委員会であり、給与は静岡県から支給されるが、身分は、学校を設置している市町に属する。
- 3 教育事務所の管轄は、次のとおり。採用後は、教育事務所の管轄をまたぐ市町への人事異動もあり得る。

区分	対象市町
静東教育事務所	沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町
静西教育事務所	島田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御前崎市、菊川市、牧之原市、吉田町、川根本町、磐田市、袋井市、湖西市、森町

II 受験資格

- 1 次のいずれかに該当する者は、受験することができません。
 - (1) 日本国籍を有しない者
 - (2) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する者
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- イ 静岡県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告（心神耗弱を原因とするもの以外）を受けている者
- 2 令和7年3月31日において次のいずれにも該当しない者（令和7年度において、暫定再任用の対象者でないこと。）
 - (1) 静岡県に25年以上勤務した後、定年前に退職した者で、定年年齢以上かつ退職後5年以内の者
 - (2) 上記(1)に該当する者として再任用職員の実績がある者で64歳以下の者
 - (3) 静岡県の既定年退職者又は再任用職員で64歳以下の者
- 3 令和8年3月31日、令和9年3月31日において次の要件に該当しない者（令和8年度及び令和9年度において再任用の制度の対象者でないこと。）
 - ・静岡県に25年以上勤務した後、定年前に退職した者で、定年年齢以上かつ退職後5年以内の者
- 4 次の要件に該当しない者
 - 令和5年度又は令和6年度に静岡県教育委員会の任期付職員（小中学校事務）として採用され、現在、在籍中の者（同一職種でない場合は、受験資格を有する。）

※定年年齢

令和5年3月31日以前に退職した者…60歳

令和5年4月1日以降に退職した者

- ・1963. 4. 2生～1964. 4. 1生…61歳
- ・1964. 4. 2生～1965. 4. 1生…62歳
- ・1965. 4. 2生～1966. 4. 1生…63歳
- ・1966. 4. 2生～1967. 4. 1生…64歳
- ・1967. 4. 2生～ …65歳

Ⅲ 出願手続

1 出願方法

受験の申請は、原則、電子申請による。（電子申請は、職種ごとに異なる。）

電子申請について

(1) 準備するもの

電子申請（インターネットによる申込）にあたり次のものを準備する。

- ・インターネット環境のあるパソコン又は、一部のスマートフォン
推奨環境（OSやブラウザ）については、電子申請サービスホームページの「ヘルプ」→「操作マニュアル」→「FAQ」を確認する。
- ・本人のメールアドレス
登録したメールアドレスが利用者IDとなる。受験が全て終わるまで変更しないことを推奨するが、メールアドレスを変更しなければならない場合には、電子申請システム上で必ず変更手続きを行う。
- ・受験票等を印刷するためのプリンター（A4判が印刷できるものなら可）
（スマートフォンからの印刷はサポート不可）

(2) 電子申請の流れ

①インターネットにアクセス	HP（教職員採用）から、「ふじのくに電子申請サービス」にアクセスする。 https://s-kantan.jp/pref-shizuoka-u （以下「電子申請HP」と表記）
②利用者登録	はじめに「利用者登録」をして「利用者ID」を取得する。

※利用者登録は、申請期間前でも行うことができる。

※登録時に取得したIDとパスワードは申請時に必要となるため、必ず、記録（メモ）しておく。紛失しても、利用者IDやパスワードの問合せには一切対応できない。

※利用者登録だけでは、受験申込にはならないため、注意する。

③受験申請	<ul style="list-style-type: none"> ・申請期間中に、手続き名「令和7年度静岡県公立学校任期付職員（小中学校事務）採用選考試験申込」の申請入力画面に必要な事項を入力して送信する。 ・送信後、画面に「整理番号」「パスワード」が表示される。<u>受験票のダウンロード等その後の手続きが必要となるため、記録（メモ）しておく。</u> ・申請確認の通知メールが登録したメールアドレス宛てに送信される。
	<p>※申請画面は <u>180分経過するとタイムアウトになり、入力したものが消えてしまうので、こまめに一時保存</u>をする。</p> <p>※申請確認通知のメールは、<u>申請を受理したということではない。申請内容に不備がある場合や郵送により提出する書類が提出されない場合は、受理されないことがあるため、慎重に手続きを行う。</u></p> <p>※申請内容に不備がある場合は、利用者登録した際のメールに連絡する。<u>静岡県教育委員会からの連絡に、指定した期日までに応答がない場合は、申請を受理しない。（受験ができなくなる。）</u></p> <p>※電子申請から送信されるメールのアドレスは「pref-shizuoka@apply.e-tumo.jp」になるので、<u>受信できるように設定しておく。</u></p> <p>※整理番号とパスワードの両方を忘れた場合は、申請期間内であれば、新規のユーザーとして改めて、申請手続きを行う。</p>
④申請内容の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふじのくに電子申請サービス」の「申込内容照会」のメニューから申請内容及び審査状況が確認できる。 ・申請内容に修正が必要な場合、申込期間内であれば修正が可能である。
⑤受験票のダウンロード	<p>令和6年11月19日（火）以降に、受験票の発行をメールにて通知するため、「申込内容照会」の画面から受験票及び関係書類（PDF）をダウンロードする。</p>
<p>※プリントアウトした受験票には、必ず署名欄に自署で署名するとともに、写真を貼り、選考試験当日に持参する。添付文書を参照する。</p> <p>(3) 留意事項</p> <p>ア 登録したメールアドレスへのメールは、申請内容の確認、問合せや受験票の発行の連絡に使用するため、こまめに確認する。</p> <p>イ システム操作に関することは、「お問い合わせコールセンター」に問い合わせる。義務教育課では受け付けできない。（連絡先は、電子申請HPで確認する。）</p>	

2 「電子申請期間」及び「関係書類の提出」

(1) 電子申請

令和6年10月17日(木)午前8時から11月8日(金)午後5時までに申請を完了する。

ア 申請期間終了直前は、問合せ等が多くなり対応できなくなる可能性がある。また、11月8日（金）午後5時に、システムにより自動で受付が締め切られるため、手続き途中の場合は申請が完了できず、受験ができなくなる。時間に余裕を持って手続きをする。

イ 申請者が使用する機器や通信上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負わない。

(2) 関係書類の提出

面接用シート、課題作文、選考結果通知送付用封筒を次のとおり郵送する。

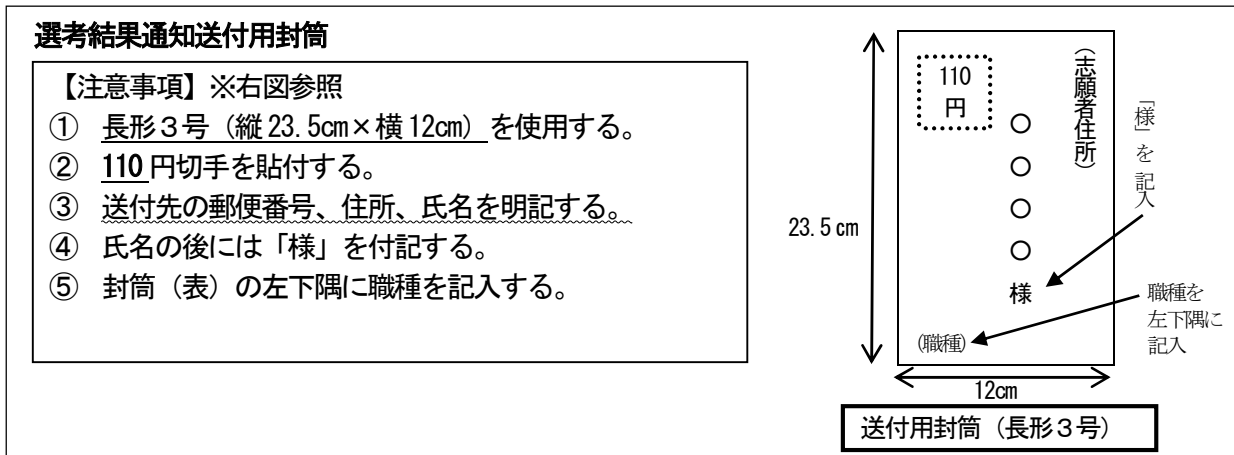
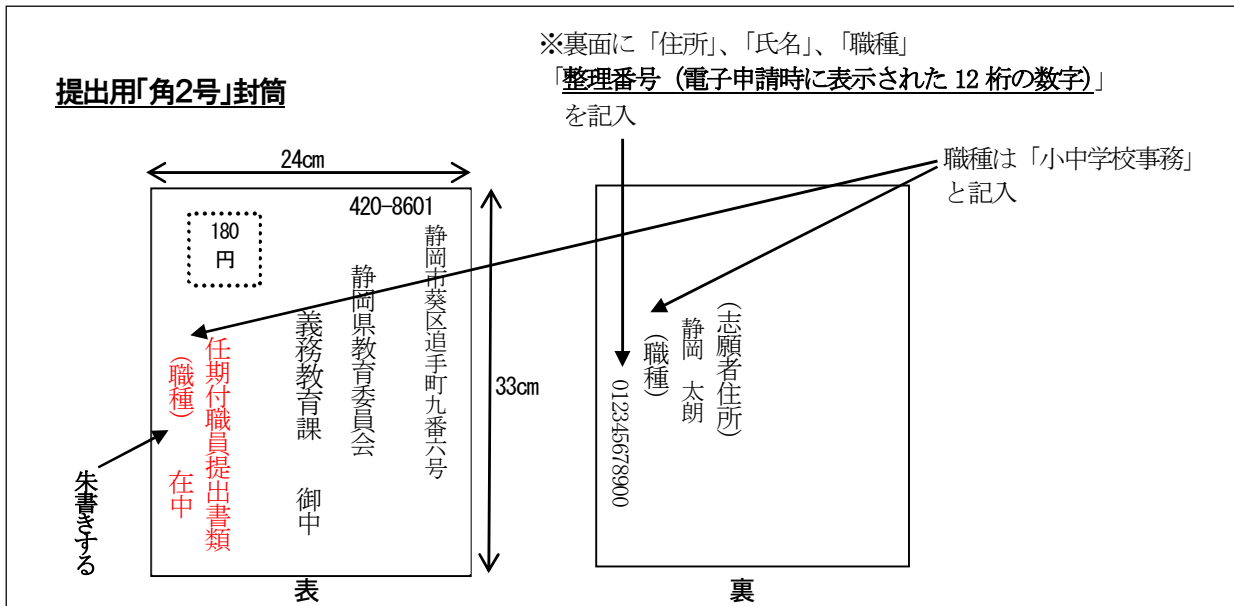
職種	提出物	送付先（※）	提出期間
小中学校事務	①面接用シート 1部 ②課題作文 1部 ③選考結果通知送付用封筒 1部	義務教育課	令和6年 10月17日（木） ～11月15日（金） （11月15日消印有効）

※送付先住所

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県教育委員会 義務教育課

受験に係る書類は信書に該当するため、総務大臣の許可を受けた信書便事業者による送達のみ認める。(メール便は利用できない。)



3 受験票の送付

- (1) 令和6年11月19日(火)以降に選考試験の受験案内とともに志願者にメールにて送信する。
メールの指示に従い受験票をダウンロードし、印刷して写真を貼り付ける。
- (2) 11月25日(月)を過ぎても、メールが届かない場合は、「VII 問い合わせ先」に連絡する。

IV 選考の実施方法

1 書類選考及び面接試験とする。

- (1) 書類選考
課題作文の記載内容を選考資料とする。
- (2) 面接試験
日時、会場は次のとおり。

職種	日時	会場 (予定)
小中学校事務	希望勤務市町が静岡教育事務所管内の者 12月16日(月)、17日(火)のうち、指定された日時	静岡県東部総合庁舎 沼津市高島本町1-3
	希望勤務市町が静岡西教育事務所管内の者 12月18日(水)、19日(木)のうち、指定された日時	静岡県総合教育センター 掛川市富部456番地

V 選考結果通知

- ・令和7年1月16日（木）以降、受験者へ結果通知を送付する。
- ・1月22日（水）を過ぎても通知が届かない場合は、「VII 問い合わせ先」に連絡する。
- ・採用候補となった者に公務員としての信用失墜行為等と同等の行為があった場合には、採用しない。

VI 採用及び勤務条件

1 採用

- ・地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条の規定に基づき、任期を定めて採用される職員のこと、任用期間は原則3年間とする。
- ・産前・産後休暇や育児休業等を取得する職員が生じた場合、任用期間内において、当該職員の代替となる任期付職員又は臨時的任用職員として任用される場合がある。また、任用期間内において、人事異動する場合がある。いずれの場合においても、職務内容及び給与は変わらない。
- ・任用期間内でも、静岡県人事委員会が実施する静岡県職員採用試験の受験は可能である。

2 勤務条件

(1) 給与

任期付職員の給与は、定年制常勤職員と同等である。ただし、60歳超の職員については、暫定再任用職員との均衡を考慮して給与を決定する。（任用期間中に60歳になった職員についても、60歳になった日以後の最初の4月1日付けで、同様に決定し直す。）

(例) 令和6年4月1日現在。地域手当を含む。

学 歴	初任給
小中学校事務（大学新卒者の場合）	月額 約213,000円
小中学校事務（高等学校新卒者の場合）	月額 約180,000円

※ 上記に、前歴の職務内容や期間を加味して初任給を決定する。

※ このほか、期末・勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当、退職手当などがそれぞれの条件に応じて支給される。

(2) その他勤務条件

勤務時間	週38時間45分。土曜日、日曜日は週休日となる。
休暇制度	年間20日間（任用1年目は任用時期に応じた日数）の年次有給休暇が与えられるほか、特別休暇（夏季休暇、病気休暇、産前産後休暇等）や介護休暇等がある。
その他	育児休業や配偶者同行休業など、一部の制度は法令上の規定により適用除外であるが、任用形態によっては適用される場合がある。

VII 問い合わせ先

担当部署	電話番号	住所
静岡県教育委員会 義務教育課	054-221-3663	〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号